

# 2016 年度新歓期勧誘に関する規制

2016 年 3 月 12 日(土)

文責：衣笠新歓事務局第 63 代局長 仲野 達登

第 1 章 総則 (1 条・2 条)

第 2 章 勧誘行為

第 1 節 禁止規定 (3 条-6 条)

第 2 節 許可規定 (7 条・8 条)

第 3 節 罰則 (9 条)

第 3 章 特定の日のみ適用される禁止行為 (10 条-13 条)

第 4 章 入部 (14 条・15 条)

附則

## 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条

本規制は 2016 年度新歓期における禁止行為を定めるものである。

(定義)

第 2 条

勧誘行為とは、各種課外自主活動団体（団体）が新入生に対し自らの団体を周知又は活動の再生産を図る意思を持って、新入生に対し自らの団体の情宣若しくは新入生の情報を得る等の行為をいう。

2.新歓期とは、2016 年 4 月 1 日より 2016 年 4 月 29 日までの期間を示す。

3.入学式挙行日とは 2016 年 4 月 2 日である。

4.新歓祭典挙行日とは 2016 年 4 月 23 日である。

## 第 2 章 勧誘行為

第 1 節 禁止規定

(禁止行為)

第 3 条

団体は、下記に挙げる項目について当てはまる行為を行ってはならない。

## 2016 年度新歓期勧誘に関する規制

1. 営利目的や宗教勧誘、思想的洗脳などの恐れのあるビラ、アンケートの配布
- 2 飲食の提供
3. 机付きベンチ等学校備品の移動
4. オリター・エンターによる誘導の下にある新入生に対し、過度な勧誘を行うこと又は、オリター・エンターによる新入生への指示及び誘導を妨害すること
5. 移動中の新入生を足止めさせる勧誘行為
6. 午前 10 時以前の勧誘行為  
但し、OIC 北エントランスにおいては、午前 8 時以前の勧誘行為とする。
7. TOEIC 及び TOEFL 等テスト実施以前の時刻からの勧誘行為
8. 健康診断の妨げとなる行為
9. 新歓実行委員会企画の妨げとなる行為
10. その他団体企画実施要項及び企業協賛ガイドラインに規定された禁止事項
11. その他新歓事務局が不適切であると判断する行為

### (勧誘行為禁止場所)

#### 第 4 条

団体は下記の場所における勧誘行為を行ってはならない。但し、本規定は施設管理者による許可を得た団体又は新歓事務局に対し施設管理者より要請のある団体に関してその許可又は要請を妨げない。

#### (衣笠) 1. 教室内

2. 食堂を含む施設内
3. 建物入口前及び階段
4. 正門
5. 東門
6. バスプール

#### (BKC) 1. 教室内

2. 食堂及びテラスを含む建物内
3. 建物入口前及びユニオンスクエア若しくはリンクスクエア入口付近を含む階段
4. セントラルアークピロティ及びプリズムハウスピロティ
5. バス停付近
6. 正門付近
7. その他通行の妨げになる場所

#### (OIC) 1. 教室内

2. 食堂
3. 入口付近を除く施設内
4. 防災公園

(ビラ)

**第 5 条**

新入生に対し配布するビラに関し下記に挙げる項目につき掲載禁止項目とする。

- 1.個人が所有するアドレス  
但し、学内アドレス及び団体が所有するアドレスは認める。
- 2.個人が所有する電話番号  
但し、団体が所有する電話番号は認める。
- 3.申請されていない企業協賛又は企業協賛ガイドラインに反する掲載

(掲示板の利用)

**第 6 条**

団体は、団体情宣のビラに関して構内掲示板を利用する場合、掲示板 1 枚につき A4 判 1 枚を超える面積のビラの掲出を行ってはならない。

**第 2 節 許可規定**

(勧誘行為団体)

**第 7 条**

下記の団体のみに関してのみ勧誘行為を認め、その他有志団体による勧誘行為及び学外ビラ配布及び企業広告は禁止する。

- 1.立命館大学学友会所属団体
- 2.プロジェクト団体

(個人情報)

**第 8 条**

勧誘行為団体は新入生に関する情報に関して以下の情報のみ得ることが出来る。

- 1.新入生氏名
- 2.新入生が所属する学部
- 3.新入生が所有する学内アドレスを基本とする E-mail アドレス

**第 3 節 罰則**

(通則)

**第 9 条**

禁止規定に挙げる勧誘行為を行った団体は、ビラ配布禁止又は撤収又は祭典本部への呼び出し又は違反団体名掲出等の警告を行い、厳しい処置を執る。

### 第 3 章 特定の日のみ適用される禁止行為

(通則)

#### 第 10 条

4 月 1 日及び入学式挙行日及び新歓祭典挙行日に関して第 2 条に追加して禁止行為を定める。

(4 月 1 日の扱い)

#### 第 11 条

4 月 1 日において、団体は勧誘行為及びビラ配布行為は終日行ってはならない。

(入学式)

#### 第 12 条

入学式挙行日において、団体はビラ配布行為及び勧誘行為を終日行ってはならない。

(新歓祭典)

#### 第 13 条

新歓祭典挙行日において、団体は勧誘行為及びビラ配布行為を行ってはならない。但し、新歓祭典において実施されている企画の情宣を行うビラについてのみ配布を認める。

### 第 4 章 入部

(入部届)

#### 第 14 条

団体は、入部届配布及び受付は新歓祭典以降に行うよう努めなければならない。

(使用備品の購入)

#### 第 15 条

団体において新入生が購入する使用備品の購入並びに部費の徴収は新歓祭典以降とするよう努めなければならない。

### 附則

1. 本規制は、その効力を 2016 年 4 月 1 日より発し、4 月 30 日をもって消滅するものとする。
2. 本規制は、その効力を本学構内のみにおいて適用する。

以上